

調整力公募要綱案に対する意見と当社回答

北陸電力送配電株式会社

No.	要綱	頁	該当項目	ご意見等	回答
1	電源 I '厳気象対応調整力	9	第3章 用語の定義	<p>「需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みのことをいいます。」「複数のDR可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業者のことをいいます。」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮流を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないか。</p> <p>※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022年4月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	ERAB検討会での議論状況を踏まえ、来年度以降の募集要綱へ反映するものと認識しております。
2	電源 I '厳気象対応調整力	12	第5章 募集概要 入札単位	<p>「入札は、原則として発電機等を特定して、容量単位で実施していただけます。ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて1入札単位といたします。」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないか。</p> <p>例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p> <p>※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、需要抑制量と逆潮流の制御量評価方法を議論され、2022年4月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	(同上)
3	電源 I '厳気象対応調整力	6	第3章 用語の定義 基本料金	<p>(原案) 契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価をいいます。入札時に確定した価格を6で除し、毎月精算いたします。</p> <p>(質問・修正案) 通年で調達していた他社TSOでは、調整力提供期間が改めて6か月とされ、容量価格を12ではなく6で除することになっていますが、落札価格に関しても極端な例ではありますが、昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。昨年度からの変更を踏まえて、年間のkW価値、基本料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。</p> <p>【理由】基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため</p>	<p>容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間（※）において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。</p> <p>なお、本回答内容は募集要綱にも反映いたします。</p> <p>※ 提供期間（厳気象月）の平日9時～20時</p>
4	電源 I '厳気象対応調整力	6	第3章 用語の定義 基本料金	<p>募集される提供期間が半分となり落札価格も同程度に下がることが期待されるとすると、DRの場合は電源と異なり、需要抑制を実施する需要家では抑制による生産ロス等のコストがボトルネックとなります。依然、発動回数と同じである場合、提供期間に比例したコストダウンすることは難しく半額化する落札価格への追従が難しくなる場合がありますが、この点はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>容量価格につきましては、No.3回答での考えのもと、提供期間に調整力を供出するために必要な費用を勘案の上で設定してください。</p>

5	電源 I '厳気象対応調整力	17	第6章 応札方法 1.入札書提出	<p>(原案) 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部(本書1部、写し1部)提出して下さい。</p> <p>提出場所: 富山県富山市牛島町 15-1 北陸電力送配電株式会社 電力流通部</p> <p>【修正案】インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけませんか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。あるいは、入札書(様式1)を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの添付ファイルでの提出も可とすることを検討いただけませんか。</p> <p>【理由】新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため</p> <p>【補足】意見提出時期の7月末に他社TSO様と面着打合せ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽ウェブ会議への変更となった経緯あり</p>	<p>デジタル入札についてはシステム構築期間・費用の観点から対応は困難と考えております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの情勢を鑑み、入札書類(一式)の提出方法は郵送による提出も可能といたします。ただし、添付書類も含めて入札書類としておりますので、一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。郵送による入札書提出の詳細は募集要綱をご確認ください。</p>
6	電源 I '厳気象対応調整力	28	第7章 評価および落札 案件決定の方法 2.非価格要素評価 点の算定	<p>(修正案)端境期の電源 I '発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけませんか。また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため</p>	<p>電源 I 'は厳気象月の需給ひっ迫時に対応するために確保する調整力との位置づけですので、端境期の応動について、非価格評価しないものいたします。</p>
7	電源 I '厳気象対応調整力	31	第8章 契約条件 従量料金	<p>(修正案) 上述の通年対応での公募が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】端境期におけるkW価値の基本料金が発生しないと、電源 I '提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため</p> <p>(参考)【第36回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019年2月19日)議事録抜粋】</p> <p>『出来る限り年間で対応できる、春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源 I 'で対応できることはあると思う。出来る限りと記載してあるので大丈夫だとは思いますが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えばkWh価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせず、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』(松村委員)</p>	<p>端境期の従量料金の単価については、一定の規律を求めるために、厳気象月と同一の上限単価を設定することさせていただきます。</p>
8	電源 I '厳気象対応調整力	32	第8章 契約条件 目的外利用の禁止	<p>【質問】調整力提供期間が6か月となったことで、端境期には電源 I 'と同じリソース・kWを用いて、他市場すなわちJEPXや相対のkWh取引、もしくは需給調整市場3次調整力②へΔkW取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、需給調整市場3次②への参加については、別途公開する資料をご確認ください。</p>